管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

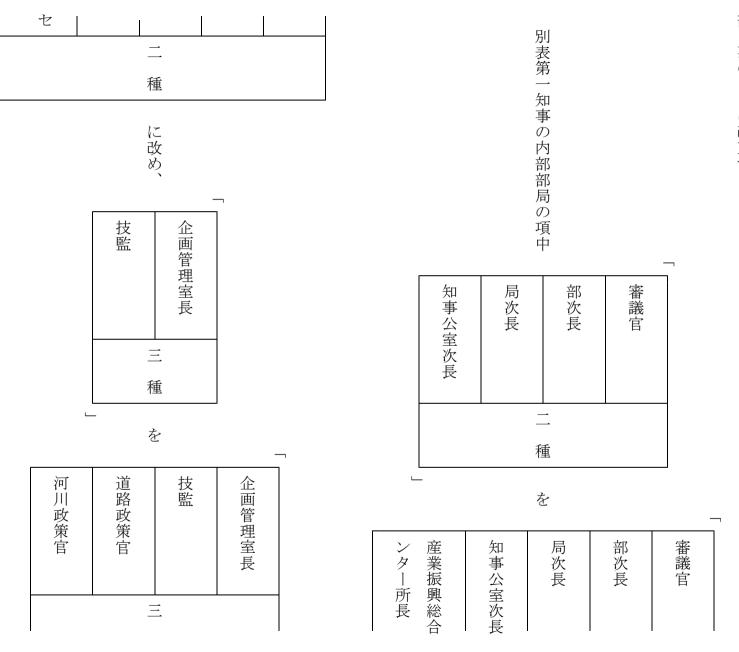
奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

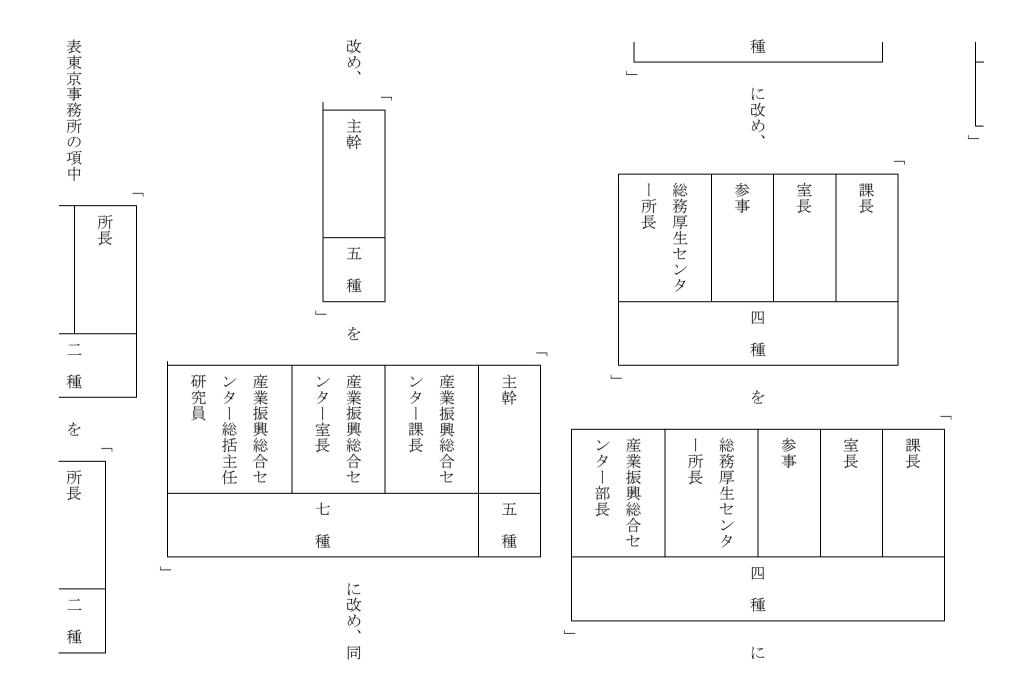
奈良県人事委員会規則第二十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則 (昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号) *の*

部を次のように改正する。





所長代理

に改め、同表奈良県立大学の項を次のように改める。

		橿原考古学研究所				橿原文化会館			が有名食	なと言言	
部主幹	室長	課長	部長	副所長	主館	次長	館長	主幹	課長	次長	副館長
七 種		四 種		七種	四種	三種	六種	四 種			

	副 館 長 長	五三	種種種
	副館長	五.	繙
· 一個原考古学研究所附属博	次長		
牧食	館主館	七	種
	課 長		

文化館の項の次に次のように加える。 別表第一奈良県立大学事務局の項及び奈良県立大学附属図書館の項を削り、 同表万葉

		民俗博物館		
課主幹	課長	主幹	次長	館長
-{		7	三	
和	Ĺ	種	種	

業会館の項を削り、 グループコーディネーター」 別表第一民俗博物館の項から橿原文化会館の項までを削り、 同表高等技術専門校の次に次のように加える。 を「課長」に改め、 同表産業振興総合センター 同表図書情報館の項中「 の項及び産

産業会館	
館長	
七	
種	

別表第一農業研究開発センター -の項中 「研究企画・技術支援部長」 を「研究企画推進

め、同表橿原考古学研究所の項及び橿原考古学研究所附属博物館の項を削る。 部長」に改め、同表新公会堂の項中「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改

を削り、同表四を同表三とし、 九までとする。 別表第三の三を削り、 別表第二の一の表中 · 「117, 同表四を同表三とし、 同表五から同表十までを同表四から同表九までとする。 900日」を「11 同表五から同表十までを同表四から同表 4 6 00日」に改め、 同表の三

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。